

こんなとき		保険給付の種類		給付の内容		特別支給金
傷病にかかり	労災病院又は指定病院で治療する場合	療養補償給付(業務災害) 療養給付(通勤災害)		必要な治療が無料で受けられます。		/
	労災病院又は指定病院以外で治療する場合			治療に要した費用(政府が必要と認められた額)が支給されます。		
	療養のため労働することができない場合	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)		休業4日以降1日について 60%	休業4日以降1日について 20%	
	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治癒せず傷病等級に該当する場合	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)		1年間に 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	一時金として 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	
傷病が治癒した後に障害等級表に定めるいずれかの障害が残った場合	障害補償給付(業務災害)	年金	給付基礎日額の	1年間に 第1級 313日分 ～ 第7級 131日分	一時金として 第1級 342万円 ～ 第14級 8万円	
	障害給付(通勤災害)	一時金		一時金として 第1級 503日分 ～ 第14級 56日分		
死亡した場合	遺族補償給付(業務災害) 遺族給付(通勤災害)	年金	給付基礎日額の	(遺族の人数によって) 1年間 245日分 ～ 153日分	一時金として 300万円	
		一時金		一時金として 1,000日分		
	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)	60日分又は31.5万円+ 30日分のいずれか高い金額		/		
傷病により障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受給し、ある一定の障害を有していて介護を受けている場合	介護補償給付(業務災害) 介護給付(通勤災害)		【常時介護のとき】 介護の費用として支出した額 (上限104,590円) 【随時介護のとき】 介護の費用として支出した額 (上限52,300円)		/	